

(適格請求書の記載事項のインターネットでの公表)

問 72-2 当社では、交付する領収書において、当社のホームページのURLを案内しておき、当該URLに適格請求書の記載事項の一部である適格請求書発行事業者の名称及び登録番号、適用税率を表示した上で、当該領収書を受領した事業者においていつでも確認可能な状態にしてあります。このような方法により、適格請求書の記載事項を満たすことは可能ですか。【令和7年4月追加】

○ 領収書（書面で交付）

領収書	
XX年2月1日	
ボールペン	330
ボールペンカエシ	110
小計	440
お預り	440
おつり	0

インボイスの記載事項は
こちらをご覧ください
<http://~~~~~>

○ ホームページ

国税文具店のホームページ	
トップ	
お知らせ	
インボイス	● インボイス XX年1月以降に当社の交付する適格請求書に係る情報は以下のとおりです
販売商品	適格請求書発行事業者名：株式会社国税商事
お問い合わせ	登録番号：T1234567890123 当社の販売する商品の適用税率は全て10%です

【答】

適格請求書は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互（書類と電磁的記録）の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引を正確に認識できる方法で交付されていれば、複数の書類や、書類と電磁的記録の全体により、適格請求書の記載事項を満たすこととなります（詳細は問72《書面と電磁的記録による適格請求書の交付》をご参照ください）。

なお、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供は、インターネット上のサイトを通じた方法も可能とされていますが、基本的に、取引に応じて交付した領収書等とは関係なく、適格請求書の記載事項の一部を自社のホームページに掲載しておくだけでは、当該領収書等と電磁的記録の相互の関連が明確とはいえません。

ただし、ご質問のように、領収書等にインターネット上のページに係るURLを表示しておき、当該URLにアクセスすることで適格請求書の記載事項として不足する事項が補完されるのであれば、相互の関連が明確であるものとして、双方の記載を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととして差し支えありません。

また、当該領収書等を受け取った事業者においては、仕入税額控除の適用を受けるため、貴社のホームページの該当箇所を電磁的記録により（又は書面に整然とした形式及び明瞭な状態で出力し）保存する必要があります。この点、売手である貴社がホームページの該当箇所を、各税法に定められた保存期間が満了するまで随時確認可能な状態で提供しているなど一定の要件を満たす場合、買手においては必ずしも当該電磁的記録をダウンロードせずとも、その保存があるものとして差し支えありません（詳細は問102-2《適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法》をご参照ください）。